

(事務連絡)

令和3年8月18日

保護者 様

群馬県立前橋清陵高等学校
校長 名 塚 康 恵

新型コロナワクチン接種に伴う出欠等の取扱いについて

立秋の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から、本校の教育活動に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナワクチンの接種対象年齢が引き下げられ、対象者の拡大が市町村単位で徐々に進められています。今後、生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについては、文部科学省及び群馬県教育委員会の指示に基づき、下記のとおり対応することといたしますので御確認ください。

記

- 1 本校生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い
ワクチンの接種を受ける際、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等、やむを得ず授業等のある課業日にワクチン接種を受ける場合の出欠は「欠席」ではなく「出席停止」として扱います。
- 2 副反応が出た場合の取扱い
副反応かどうかに関わらず、接種後、生徒に発熱を伴う風邪の症状がみられるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づき、「出席停止」となります。
- 3 その他
 - (1) 新型コロナワクチンの接種は強制ではなく、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいることを御理解ください。
 - (2) 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きぬよう御理解と御協力をお願いします。